

②フレックスタイム制労働者のコアタイムの欠勤控除

問一 当社では、一般労働者に対して年次有給休暇を時間単位で与えています

答一 年次有給休暇（以下「年休」と略します）については、労働基準法（以下「法」と略します）



ますが、管理職にも時間単位付与を認めるよう要望が出されました。管理職は、時間外労働の対象外で、労働時間を管理・把握していませんが、時間単位付与の対象としても問題ないでしょうか。

39条4項の規定に基づき、労使協定で対象労働者の範囲、年休の日数など4つの事項を定めることにより、時間単位で与えることができます。

次に、管理監督者については、法41条の規定により労働時間、休憩、休日にに関する規定は適用されませんが、年休に関する法39条の規定の適用は排除されていませんので、年休を取得することができます。

ここで、法41条の管理監督者は、事業経営の管理者的立場にある者であり、労働時間、休憩、休日にに関する規定の規制を超えて活動しなければならない企業経営上の必要がある者ですから、長時

間就労することとか会社の休業日に就労することがありますし、逆に、「重役出勤」と言われるよう短時間しか就労しない場合、出退勤が自由で、所定労働時間（始業・終業時刻）という概念がありません。つまり、管理監督者は、出退勤が自由で、時間帯のことで、通常は、所定労働時間（始業・終業時刻）といふ概念があります。このコアタイムは、不就労があつた場合に賃金を控除しても良いかと不就労があつた場合には時間外労働しなければなりません。このコアタイムは、不就労があつた場合に賃金を控除しても良いかと不就労があつた場合には時間外労働しなければなりません。

逆に、コアタイムを全て就労していても実労働時間が清算期間における総労働時間で、時間外労働時間を下回った場合には、不足した時間分の賃金を控除することができます。

なお、コアタイムは、必ず労働しなければならない時間帯ですから、その一部に不就労があれば、「職務不履行」として減給処分などの対象となりますし、賞与の査定の対象になると思われます。

答二 フレックスタイム